

ひとりぼっち

ゼロ



プロジェクト

第3次奈良市地域福祉計画

第2次奈良市地域福祉活動計画

奈良市・奈良市社会福祉協議会

1 第3次地域福祉計画(市が策定する計画)と 第2次地域福祉活動計画(市社協が策定する計画)との関係について

地域福祉計画(市が策定する計画)は、「奈良市総合計画」を上位計画とし、社会福祉法の規定に基づき、市民一人ひとり、住民組織、様々な関係団体などの参加を得て地域住民の生活上の解決すべき課題と現状を明らかにし、それに対応するサービスを確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とするものです。

一方、地域福祉活動計画(市社協が策定する計画)は、地域住民や民間団体の自主的・自発的な福祉活動計画や意見を根底に策定された民間の「行動・活動」計画であり、住民参加を前提とした実践計画です。

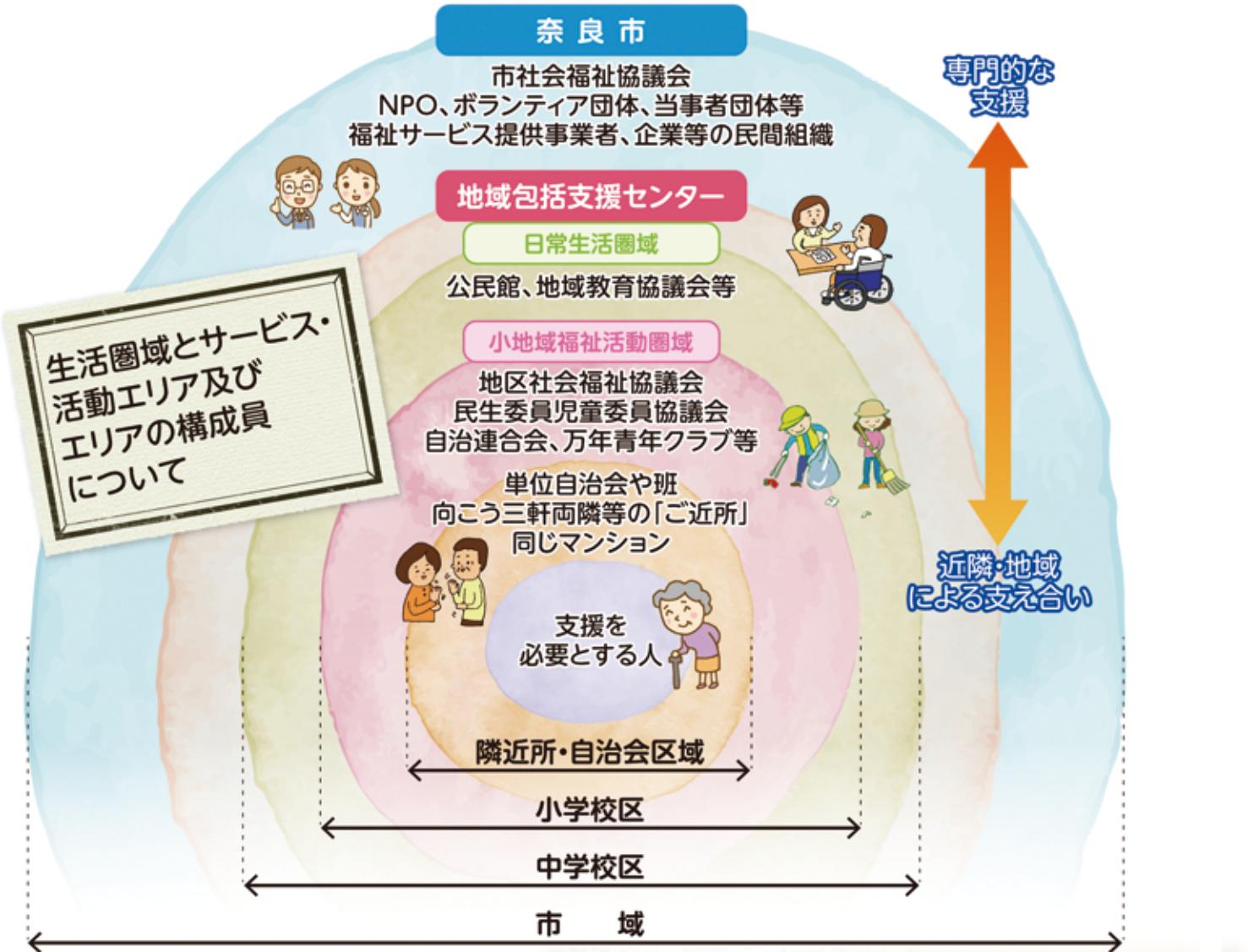
両計画を一体的に策定することで、市民一人ひとり、住民組織、様々な関係団体、奈良市社会福祉協議会及び行政など地域福祉に関わるもの役割がより明確化され、連携を強化し、効果的に地域福祉を推進できる体制づくりが期待できます。



2 福祉エリアの考え方

地域福祉を推進する上で、暮らしを支えあう関係づくりにあわせ、身近なエリア(地域)での公民の多面的な相談・支援体制の整備が重要です。エリアに応じて、それぞれの役割を果たすことが期待されます。

- 隣近所・自治会区域は、日常的な対話と交流・安否確認を行う最も身近で基本的なエリアです。
- 小学校区は、住民が気軽に歩いて活動する日常的な暮らしの支えあい・見守りができるエリアです。このエリアとほぼ一致して「地区社会福祉協議会」が結成されています。
- 中学校区は、身近な地域での居場所・交流の場づくり、専門的な相談と支援を行うエリアです。このエリアには、地域の特性を考慮し13の地域包括支援センターを設置しています。
- 市域では、より専門的な相談や支援について各種団体と連携し、福祉制度を活用したサービスにとりくんでいきます。



3 ヒアリング調査から明らかになった5つの課題

1

地域福祉の理解に
すること

障害のある人の障害特性について理解を深めるなど、「地域づくり」のテーブルの中で日頃から諸問題と一緒に協議・学習する場が必要



日常生活のちょっとした困りごとを助けあえる担い手づくりが必要

地域活動者と専門職との情報共有のルールづくりや、行政・支援機関との役割分担や連携方法の提示が必要

担い手が

活動しやすい仕組みや
担い手づくりに関するこ

困った時、周囲に「助けて」と言えるような環境や
雰囲気の醸成が必要

困りごとを
受け止める体制に
すること

地域包括支援センターを中心に支援ネットワークの強化が必要



専門職・行政・民間の
支援団体等の相互連携と、
分野を越えた総合的な支援
の仕組みが必要

専門機関、相談機関の連携に
すること

4

身近な地域で相談を受け止め、人と人とのつながりの中で支援方法の検討が必要



誰もが孤立することなく、社会とつながり、ほつとできる“場所”が必要



通院や買い物、地域行事への参加等、外出のための移動手段が必要



ひきこもり支援にかかる人材や組織の連携などが必要

地域生活を
実現するための資源や
サービスに関するこ

5

地域にあるさまざまな社会資源を有効に利活用するための協議の場が必要

4 基本理念・基本目標・活動の方向・重点的な取組み

第3次地域福祉計画及び第2次地域福祉活動計画の策定に当たり、市の基本理念及び市民生活の将来像を念頭に置き、地域の各種団体などに対して、地域における課題や既存の制度から抜け漏れているものがないかといった聞き取りを行いました。

その結果、ヒアリング調査からあがってきた各種課題や意見をもとに、両計画の基本目標や活動の方向、奈良市がめざす社会を次のように決定しました。



基本 理念

～支えあい、ともに生きる 安心と健康のまちづくり～

行政は…

支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自分のこととして行動し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていく社会をめざしていきます。

民間は…
(市社協等)

困ったときにはすぐにSOSが発信できるような「助けられ上手」を作るとともに、認知症や障害のある方の地域生活の実現に向けて理解を広げるなど、地域の福祉意識の向上を図ります。また、新たな活動の担い手を発掘したり、その活動を支援する取り組みを通じて地域福祉活動の活性化を進めます。

行政は…

地域で見守りのネットワークを構築し、課題が深刻化しないよう虐待の予防と早期発見に努めるとともに、あわせて養護者に対しても必要な支援を行うことで、全ての市民が安心して暮らせる社会をめざしていきます。

民間は…
(市社協等)

身近な地域で困りごとに気づきあったり、相談を受けとめる体制づくりを進めるとともに、相談をたらい回しにしないワンストップをめざしたネットワーク構築を進めます。また、すぐに解決が難しいケースに関しては、課題を深刻化させないよう支援機関のネットワークを強化するとともに、支援体制の構築にも取り組みます。

行政は…

高齢者の単独世帯や核家族世帯が増加し、誰とも会話をしない、近所づきあいがない、困ったときに頼る人がいないという「孤立」する人の増加が懸念されます。孤立することを防止するためには、地域のなかでの居場所が重要で、人と人がつながりあえる場がある社会をめざしていきます。

民間は…
(市社協等)

地域生活を実現するために必要な居場所づくり等の活動おこしを積極的に推進していきます。特に、地域活動者だけでは取り組みが困難なテーマ等については、社会福祉法人をはじめとした様々な機関との協議・協働により資源開発につなげます。

住民だれもが、地域で生きがい(出番)や役割をもちながら、支え上手・支えられ上手になれるような住民が主役のまちをめざします

住民だれもが、互いを認め合い、ともに支えあいながら自分らしく暮らし続けられる地域をめざします

住民だれもが、孤立することなく、暮らしの問題や生きにくさを受けとめ分かち合うことのできる地域をめざします

活動の方向

役割分担

重点的な取組み

① 地域福祉への関心と理解を広げる取組みを通じた担い手づくり

行政

- ・広報活動の充実
- ・新しい地域活動者の発掘

市社協等

- ・広報活動の充実
- ・福祉教育の推進
- ・新しい地域活動者の発掘

② 地域福祉の活動支援

行政

- ・地域での調整と支援
- ・地域での福祉活動の展開

市社協等

- ・地区別福祉活動計画づくりの推進
- ・テーマに応じたボランティア等の組織化と活動支援
- ・地域福祉活動の財源づくり

③ 困りごとを受け止める体制づくり

行政

- ・地域での相談支援体制の充実

市社協等

- ・エリアごとの支援体制の充実
- ・総合相談体制の構築
- ・災害支援体制の構築

④ 課題を深刻化させない仕組みづくり

行政

- ・権利擁護の推進
- ・見守り活動の推進

市社協等

- ・権利擁護の推進
- ・ひきこもり支援体制の構築
- ・地域みまもりサポート制度の構築

⑤ 地域生活を実現するための資源やサービス・活動の展開

行政

- ・居場所づくり、活動拠点づくりの支援

市社協等

- ・つながり/見守り/支え合い活動の推進
- ・多様な協働による居場所づくり
- ・社会福祉法人との協働による資源開発

実施計画推進のための基盤づくり
《奈良市社会福祉協議会基盤強化計画》

市社協

- ・事業推進のための組織体制の強化
- ・職員の専門性の向上
- ・安定した経営のための財政基盤の強化
- ・実施計画を着実に進めるための体制づくり

5 計画の期間について

本計画の期間は、平成29年度から平成32年度までの4ヶ年計画とし、奈良市第4次総合計画後期基本計画の計画期間の終了とあわせ、一体的にとりくんでいきます。

また、さまざまな社会保障制度の改正や地域情勢の変化、地域福祉活動の進展状況等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行っていきます。

Column
1

「奈良市地区社会福祉協議会会长会」が発足しました!

市内46地区の「地区社会福祉協議会」を、地域性に基づき7つのブロックに分け組織化したものです。

これにより、奈良市社会福祉協議会や行政からの情報提供の迅速化が図られるとともに、地区間での情報交換や課題共有がよりスムーズになり、「見守り」の仕組みや地区福祉活動計画づくりについて検討が進んでいます。

【中 央】佐保、大宮、椿井、済美、鼓阪、大安寺西、飛鳥、佐保川、済美南

【南 部】帶解、大安寺、精華、東市、辰市、明治

【中西部】伏見、西大寺北、あやめ池、都跡、平城、六条、伏見南

【西部北】登美ヶ丘、青和、二名、平城西、東登美ヶ丘、鶴舞

【西部南】奈良 帝塚山、学園南、鳥見、富雄南、富雄、学園三碓

【東 部】田原、東里、大柳生、柳生、狭川、月ヶ瀬、都祁

【北 部】右京、神功、朱雀、左京、佐保台



Column
2

「なら高齢者・障がい者支援研究会」でネットワークづくり

平成26年4月、奈良弁護士会若手有志と市内の地域包括支援センター職員有志が中心となり“参加者お互いの顔の見える関係づくり”を目的に、「高齢者支援研究会」が誕生しました。平成27年10月からは、奈良市社会福祉協議会が事務局となって、権利擁護の支援に携わっている人たちが、いつでも・だれでも参加できる緩やかな場として定期開催しています。法律を学び、事例を紐解く。そして参加者が関係づくりをすることで、より良い支援へつながっていきます。



第3次奈良市地域福祉計画・第2次奈良市地域福祉活動計画(ダイジェスト版)

発行:平成29年度

奈良市 福祉部 福祉政策課

〒630-8580 奈良市二条大路南1丁目1番1号

TEL:0742-34-5196 FAX:0742-34-5014

社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会

〒630-8454 奈良市杏町79番地の4

TEL:0742-93-3100 FAX:0742-61-0330